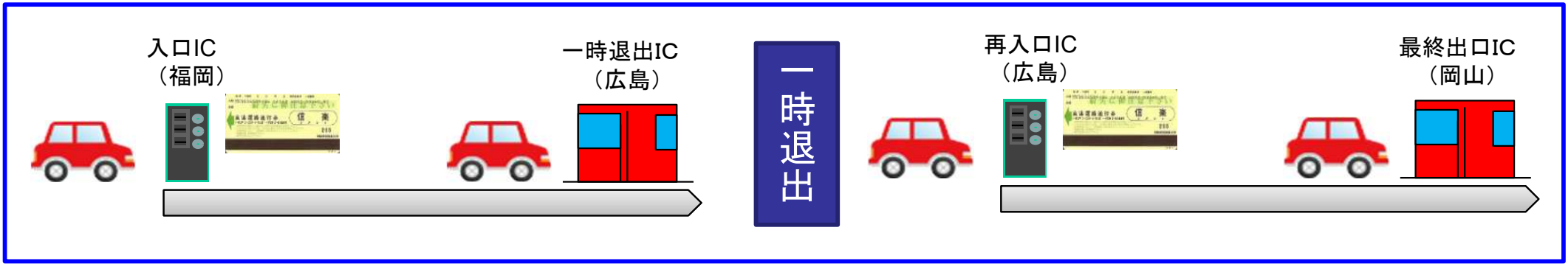


一時退出ご利用時の注意事項

- 証明書取得時に発行システム上で一時退出料金所及び理由を登録していただくことにより、経路途中での一時退出が可能となります。
- 経路途中での一時退出は、**利用約款に記載されている下記の4項目のいずれかに該当する場合のみご利用いただけます**。それ以外の事由での一時退出はご利用いただけませんので、ご注意ください。
【経路途中での一時退出が可能となる事由】
 - ① 往路又は復路の途中で、宿泊する必要がある場合
 - ② 往路又は復路の途中で、ボランティア活動者(活動予定者を含む)を乗降させる必要がある場合
 - ③ 往路又は復路の途中で、ボランティアに必要な機材・資材を調達又は返却する必要がある場合
 - ④ 往路又は復路の途中で、フェリーで移動する必要がある場合
- 一時退出をご利用になる場合には、「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」(以下、「証明書」という)を取得される際に、発行システム上で**必ず一時退出される料金所の登録**をお願いいたします。
- **証明書に一時退出料金所が記載されていない場合の一時退出及び証明書記載の一時退出料金所以外での一時退出はご利用いただけません**ので、ご注意ください。

経路途中での一時退出方法

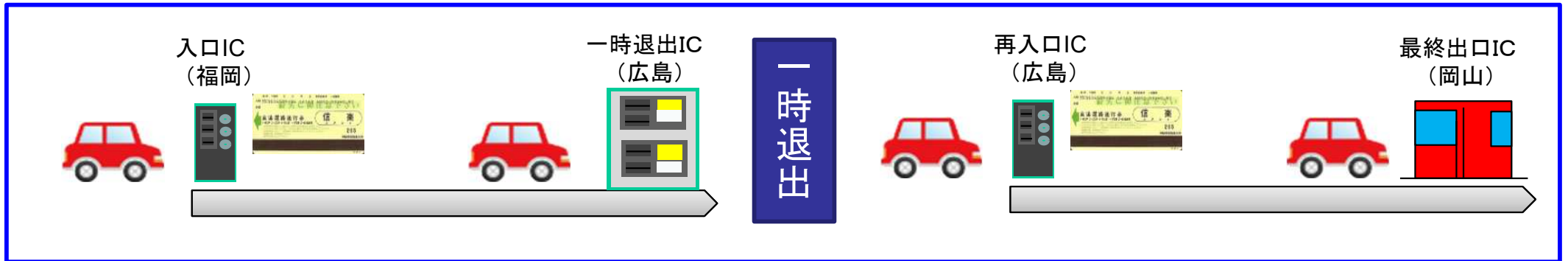
【料金所係員がいる料金所での一時退出方法】



- ① 一時退出される料金所では、一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンで料金所係員に「一時退出」する旨をお申し出のうえ、「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」(以下、「証明書」という)及び入口ICで受け取られた通行券を提出していただき、顔写真付きの公的な身分証明書のご提示をお願いいたします。
- ② 料金所係員が証明書記載内容を確認させていただき、証明書に料金所通過確認印を押印のうえ、証明書をお返しいたします。
- ③ 一時退出後、再度、高速道路をご利用になられる際には、入口となる料金所(※)の一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンで通行券を受け取り、ご利用ください。

経路途中での一時退出方法

【料金精算機が設置されている料金所での一時退出方法】



- ① 一時退出される料金所では、一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンで、料金精算機の呼出ボタンを押して、料金所係員に「一時退出」する旨をお申し出ください。係員からの案内に従い、「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」(以下、「証明書」という)通行券及び顔写真付きの公的な身分証明書のご提示をお願いいたします。
- ② 料金所係員が料金精算機設置のカメラを用いて証明書記載内容を確認させていただきます。
※証明書に料金所通過確認印は押印いたしません。一時退出していただけます。
- ③ 一時退出後、再度、高速道路をご利用になられる際には、入口となる料金所(※)の一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンで通行券を受け取り、ご利用ください。

※一時退出された料金所以外の料金所から再度ご利用になることも可能です。